

住居確保損害に係る算定方法について(持ち家の場合)

対象となる費用

住宅の取得・修繕・建替え費用、宅地の取得費用、その他諸費用等の住居確保にかかる費用

住宅の取得・修繕費用

+

宅地の取得費用※1

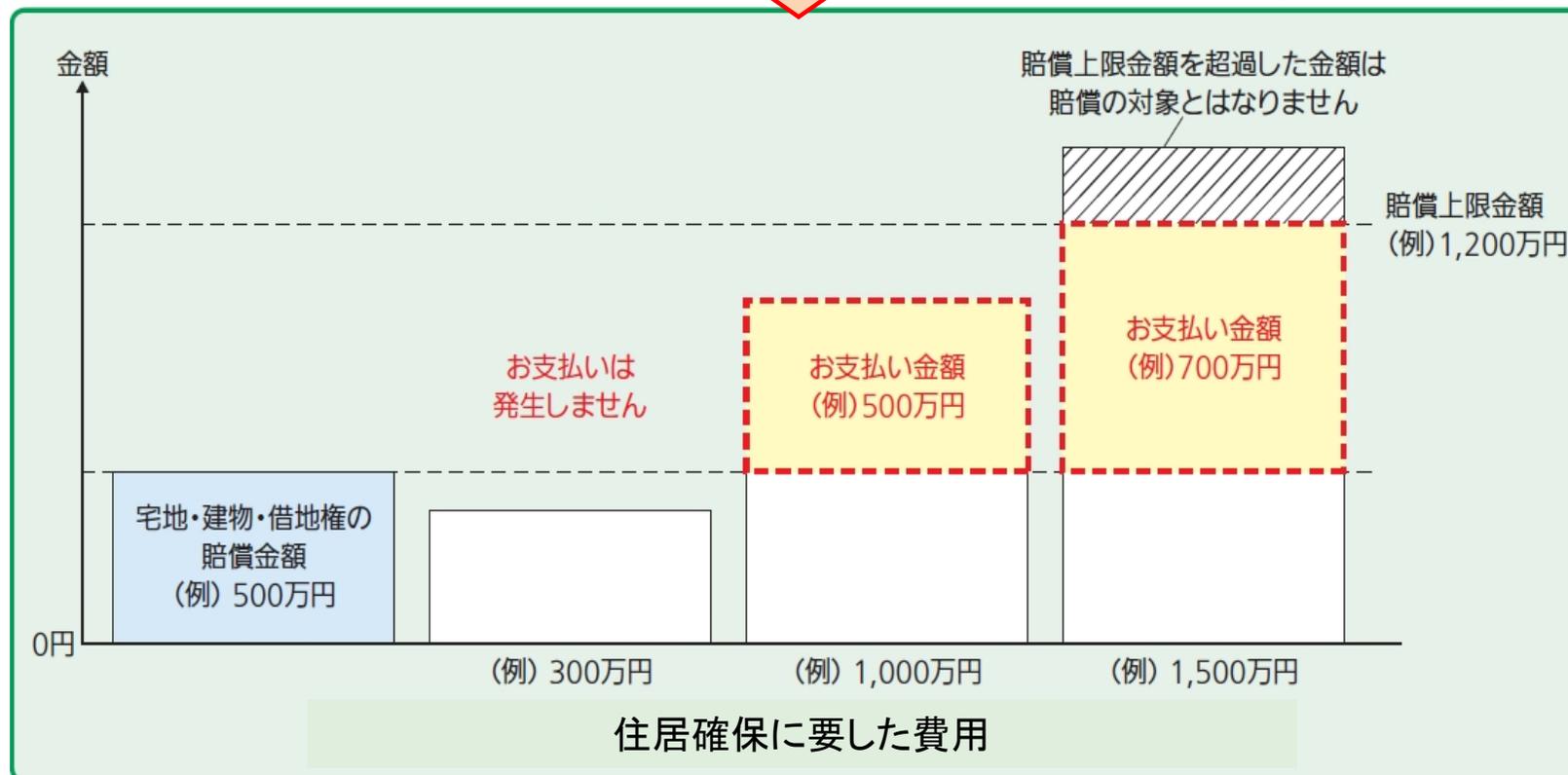
+

諸費用

財物賠償額の超過分を賠償上限金額の範囲内で賠償※2

※1: 移住の場合のみ

※2: 帰還の場合は建替えに伴う解体費用を賠償上限金額とは別に必要かつ合理的な範囲で賠償



賠償上限金額(算定方法)

宅地・建物・借地権の賠償金額と以下の算定式による対象資産ごとの賠償可能金額の合計額を賠償上限金額として設定

<賠償可能金額の算定式>

住宅の取得に係る費用 = (従前の住居の想定新築価格 - 従前の住居の時価相当額) × 75%
+ (時価相当額と財物賠償額との差額分)

宅地の取得に係る費用 = (従前の宅地面積*1 × 38,000円/m²)
- (従前の宅地面積*2 × 従前の宅地単価)

※移住を余儀なくされた区域以外に居住されていた方で、移住が合理的な場合は、75%を乗じる

*1 250m²を上限
*2 400m²を上限

諸費用 = 諸税、登記費用等に係る合理的な費用